

【別紙 5】
移行データの取り扱い

別紙5-1. データ移行について

1. NACCS更改時のデータ移行について

平成29年10月8日（日）に予定している第6次NACCSの稼働前に現行NACCSのデータを移行します。

今更改のデータ移行については、原則（※1）、現行NACCSのデータをすべて第6次NACCSに移行することとしていますので、更改後に現行NACCSで登録したデータを利用して後続業務を行うことが可能です。なお、第6次NACCSの仕様変更に併せてデータ項目追加・桁数変更及び入力内容の変更があるため、移行データの利用に関して留意していただく場合がございます。

詳細につきましては、平成29年9月に開催予定の移行説明会において説明いたします。

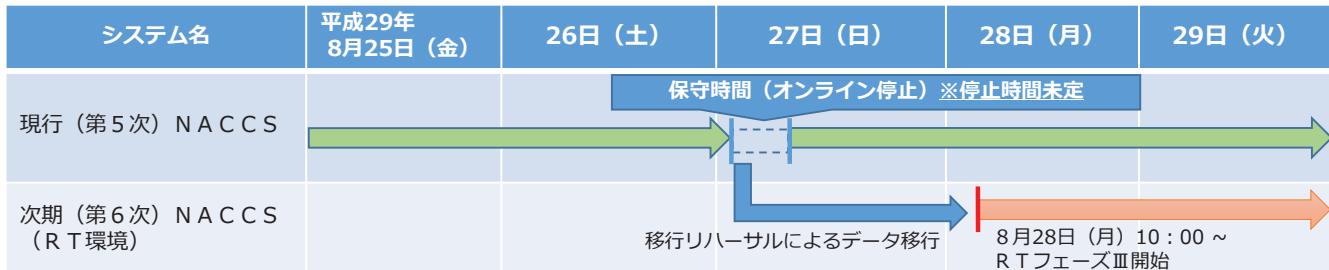
（※1）移行できないデータで利用者に直接影響があるものは、指定地外／船陸／船舶間交通許可申請済みで許可未済のデータ、海上出入港業務の乗組員・旅客・船用品のデータ、配信済みの帳票電文及び一部の管理資料等があります。

2. 総合運転試験（RT）フェーズⅢにおける移行データについて

データ移行については、総合運転試験フェーズⅢの開始直前に移行リハーサルを行います。フェーズⅢにおいては、当該リハーサルにより移行したデータを利用して、後続業務の習熟を行うことができます。しかしながら、1. のとおり移行データを利用する際の留意点がございます。

具体的な留意点につきましては、フェーズⅢ開始前に新NACCS掲示板でお知らせいたします。なお、代表的な留意事項につきまして次ページ以降に記載していますので、事前にご確認ください。

（参考）移行リハーサルのイメージ



別紙5-2. 総合運転試験フェーズⅢにおける移行データの取り扱いに係る留意点（1）

3. 海上システムに登録された航空貨物情報の移行データに係る留意点

① 海上のみ参加の蔵置場及びシステム不参加蔵置場における対応

➢ 輸入

移行前（8月26日）の状態	移行後（8月28日以降）に後続業務を実施する場合の影響	業務実施者の対応
航空システムで運送中、かつ、貨物搬入前	NACCSによる搬入業務（B I B）、簡易貨物情報登録（S C R）及び輸入申告等の後続業務不可。	マニュアルで搬入確認及び輸入申告する。 <u>※フェーズⅢでは実施しないでください。</u>
海上システムで搬入後、申告事項登録（I D A）前	NACCSによる輸入申告業務不可。	マニュアルで輸入申告する。 <u>※フェーズⅢでは実施しないでください。</u>
申告事項登録（I D A）後、申告（I D C）前	申告（I D C）業務及び以降のNACCS業務（訂正も含む）実施可能。	不要
申告（I D C）後	申告変更、審査終了等後続のNACCS業務実施可能。	不要

注：航空貨物を海上システムで事項登録（I D A等）した後にデータ移行された場合は、当該移行データを利用して後続業務が可能です。

➢ 輸出

移行前（8月26日）の状態	移行後（8月28日以降）に後続業務を実施する場合の影響	業務実施者の対応
貨物情報登録（E C R）後、申告事項登録（E D A）前	NACCSによる輸出申告業務不可。	マニュアルで輸出申告する。 <u>※フェーズⅢでは実施しないでください。</u>
申告事項登録（E D A）後、申告（E D C）前	申告（E D C）業務及び以降のNACCS業務（ <u>E D A又はE D A 0 1による訂正を除く。</u> ）実施可能。 なお、輸出許可内容変更申請は実施可能。	訂正を要する場合は別途マニュアルで輸出申告する。なお、E D Aの情報は一定期間経過後削除される。 <u>※フェーズⅢでは実施しないでください。</u>
申告（E D C）後	審査終了等後続のNACCS業務（ <u>E D A 0 1による訂正を除く。</u> ）実施可能。 なお、輸出許可内容変更申請は実施可能。	訂正を要する場合は手作業移行のうえ、マニュアルで輸出申告する。 <u>※フェーズⅢでは実施しないでください。</u>

注：航空貨物を海上システムで事項登録（E D A等）した後にデータ移行された場合は、当該移行データを利用して後続業務が可能です。
ただし、許可前に訂正を要する場合を除く。

別紙5-2. 総合運転試験フェーズⅢにおける移行データの取り扱いに係る留意点（2）

② 海上・航空共用蔵置場における対応

➢ 輸入

海上・航空共用蔵置場については、データ移行前に航空貨物を航空業務で処理していれば、移行データの取り扱いについて特段の対応をすることなく後続業務を実施可能です。

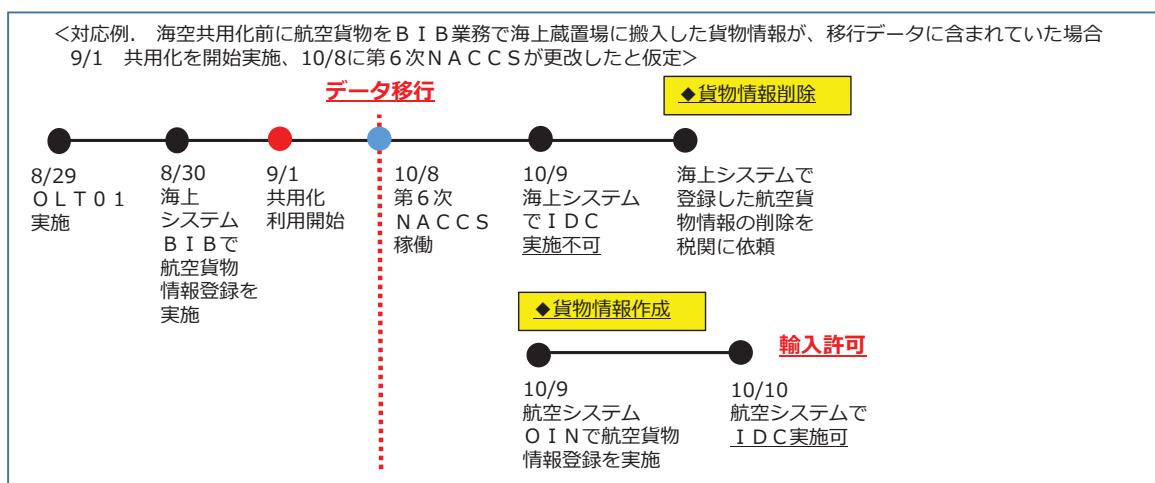
なお、移行データに海上業務で処理された航空貨物のデータが含まれており、輸入申告前の場合は、当該移行データについて改めて航空業務で再処理すれば、NACCSで後続業務を実施することができます。

（対応例）海空共用化前に航空貨物を「システム外搬入確認（輸入貨物）（BIB）」業務で海上蔵置場に

搬入した貨物情報が、移行データに含まれていた場合。

⇒ 航空の「搬入確認登録（システム対象外保税運送）（OIN）」業務で再度航空の貨物情報を作成してください。

また、海上業務で搬入した航空貨物情報を削除を税関に依頼してください。



別紙5-2. 総合運転試験フェーズⅢにおける移行データの取り扱いに係る留意点（3）

② 海上・航空共用蔵置場における対応

➢ 輸出

海上・航空共用蔵置場については、データ移行前に航空貨物を航空業務で処理していれば、移行データの取り扱いについて特段の対応をすることなく後続業務を実施可能です。

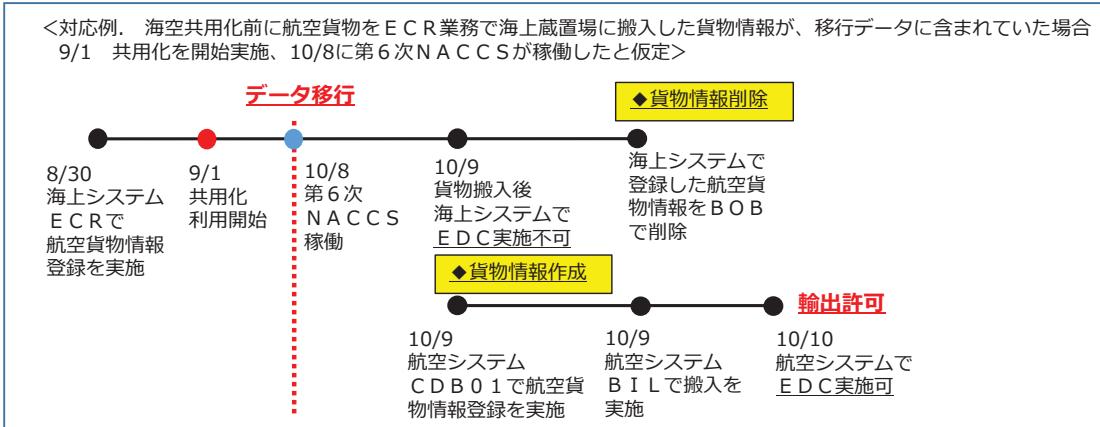
なお、移行データに海上業務で処理された航空貨物のデータが含まれているおり、輸出申告前の場合は、当該移行データについて改めて航空業務で再処理すれば、NACCSで後続業務を実施することができます。

（対応例）海空共用化前に航空貨物を「輸出貨物情報登録（ECR）」業務で作成し、海上蔵置場に搬入した貨物情報が、移行データに含まれていた場合。

⇒ 航空の「輸出貨物情報登録（CDB01）」業務で再度航空の貨物情報を作成し、

航空の一括搬入確認登録（BIL01/BIL）業務で搬入してください。

また、海上業務で搬入した航空貨物情報を海上の「搬出確認登録（貨物引取り）（BOB）」業務で内貨搬出してください。



別紙5-2. 総合運転試験フェーズⅢにおける移行データの取り扱いに係る留意点（4）

4. 申告情報の移行データ利用に係る留意点

① 輸入申告

➤ 移行時に原産地証明書識別を1桁から4桁に変更できないコード（※1）の場合

移行前（8月26日）の状態	移行後（8月28日以降）に後続業務を実施する場合の影響	業務実施者の対応
事項登録（IDA等）後、申告（IDC等）前	輸入申告（IDC等）実施時にエラーとなる。	輸入申告事項登録（IDA等）業務により原産地証明書識別のコードを正しい4桁のコードに変更する。
申告（IDC等）後、審査終了前	審査終了は正常に処理される。以降の業務にも影響はない。	不要

※1 例えば、メキシコEPA（関割なし）の場合、「原産地証明書」及び「認定輸出者による自己証明」のどちらも原産地証明書識別は「F」であり、移行する際に4桁コード（「MXT4」又は「MXA4」）に変換できないため。

➤ 移行時に原産地証明書識別を1桁から4桁に変更できるコードの場合

移行データを利用して後続業務を行う場合であっても、特段の留意点はない。

➤ 法人番号対応に係る留意点

JASTPROコード、税関発給コードで法人番号と紐づけられたコードは、データ移行時に輸入者コードを法人番号に変更し、「識別符号」に「1」（法人（法人番号を有する者））を設定する。法人番号と紐づけされなかった輸入者は「識別符号」に「2」（法人番号を有しない者又は個人）設定する。また、無符号者については、「識別符号」に「3」（不明）を設定する。

以上のことから、移行データを利用した後続業務は可能であるが、輸入申告前に法人番号等の入力内容について確認後、輸入申告を実施する必要がある。

➤ 第6次NACCSで追加される項目に係る留意点

第6次NACCSの仕様変更により、税関事務管理人関連項目等の項目追加があることから、申告前の状態で移行されたデータ（事項登録情報等）を利用して申告業務を行う場合は、追加項目の入力要否を確認のうえ、入力が必要な場合は事項登録の内容を訂正のうえ申告を行う必要がある。



別紙5-2. 総合運転試験フェーズⅢにおける移行データの取り扱いに係る留意点（5）

4. 申告情報の移行データ利用に係る留意点（つづき）

② 輸出申告

➤ 法人番号対応に係る留意点

JASTPROコード、税関発給コードで法人番号と紐づけられたコードは、データ移行時に輸出者コードを法人番号に変更し、「識別符号」に「1」（法人（法人番号を有する者））を設定する。法人番号と紐づけされなかった輸出者は「識別符号」に「2」（法人番号を有しない者又は個人）設定する。また、無符号者については、「識別符号」に「3」（不明）を設定する。

以上のことから、移行データを利用した後続業務は可能であるが、輸出申告前に法人番号等の入力内容について確認後、輸出申告を実施する必要がある。

➤ 第6次NACCSで追加される項目に係る留意点

第6次NACCSの仕様変更により、税関事務管理人関連項目等の項目追加があることから、申告前の状態で移行されたデータ（事項登録情報等）を利用して申告業務を行う場合は、追加項目の入力要否を確認のうえ、入力が必要な場合は新規に事項登録から行う必要がある。

